

福井工業大学 学位規程

（目的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、福井工業大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等必要な事項を定めることを目的とする。

（学位授与の要件）

第2条 学士の学位の授与は、本学学則（以下「学則」という。）第13条第1項の規定に基づき、本学を卒業した者に対し行うものとする。

2 修士の学位の授与は、本学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第15条第1項の規定に基づき、本学大学院の博士前期課程を修了した者に対し行うものとする。

3 博士の学位の授与は、大学院学則第15条第2項の規定に基づき、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

4 博士の学位の授与は、前項の規定にかかわらず、大学院学則第17条の規定に基づき、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

（学位論文の提出）

第3条 学位論文は、所定の期日までに研究指導教員の承認を得て、工学研究科委員会に提出するものとする。ただし、前条第4項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文及び別に定める審査手数料並びに論文目録、履歴書及び研究業績書を添えて、学長に提出しなければならない。

2 提出する学位論文は、1編とし、3通（うち2通は、複写したものにすることができる。）提出するものとする。博士論文には、別にその論文の要旨を記載したものを付けるものとする。

3 大学院学則第15条第1項の規定に基づき、特定の課題の研究結果報告書を提出する場合は、前各項の規定を準用する。

4 受理した学位論文又は前項の研究結果報告書及び納付した審査手数料は、返還しない。

（審査委員会）

第4条 工学研究科委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、修士の学位の審査に当たっては、審査に付する修士論文に直接関連のある研究指導教員のほか、当該論文に関連ある授業科目担当の教員2名以上、博士の学位の審査に当たっては、審査に付する博士論文に関連のある博士後期課程担当の教員3名以上をもって組織する。

3 工学研究科委員会は、必要と認めるときは、前項に規定にかかわらず前項に規定する教員以外の者を審査員に委嘱することができる。

（学位論文の審査）

第5条 工学研究科委員会は、学位論文を受理したときは、学位論文1編ごとに前条の審査委員会を設置し、学位論文の審査を行わしめるものとする。

2 学長は、第3条第1項ただし書きの規定による学位の申請を受理したときは、工学研究科委員会の審査に付さなければならない。

（最終試験及び学力の確認）

第6条 最終試験は、前条第1項の規定による審査に係る者に対して、学位論文の審査終了後、審査した学位

論文を中心としてこれに関連ある科目について、筆答又は口頭により行うものとする。

2 学力の確認は、前条第2項の規定による審査に係る者に対して、博士論文を受理したのち、外国語及び学位申請者の専攻分野について、筆答又は口頭による試問によって行うものとする。

3 本学大学院の博士課程において所定の単位を取得し満期退学した者が、第3条第1項ただし書きの規定に準じて所定の年限内に博士論文を提出したときは、学力の確認のための試問を免除することができる。

（報告）

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その結果を文書をもって工学研究科委員会に報告しなければならない。

（審議）

第8条 工学研究科委員会は、前条の報告に基づきこれを審議し、学位を授与すべきか否かを決定する。

2 前項の審議に当たり構成員の4分の3以上の出席を必要とし、決議は、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 第1項の決定は、修士の学位については、修士論文を提出した学生の在学期間中に行うものとする。博士の学位については、博士論文を受理したのち1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、工学研究科委員会の議を経て審査期間を延長することができる。

4 第2条第1項に規定する学士の学位授与の審議及び決定は、本学教授会による。

（学位記の授与）

第9条 学長は、前条第1項及び第4項の決定に基づき、学位を授与すべき者に対し所定の学位記を授与する。また、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

2 学位記の様式は別記のとおりとする。

（学位授与の報告）

第10条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、学位授与報告書により文部科学大臣に報告するものとする。

（審査要旨等の公表）

第11条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第12条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、本学等の協力によりその論文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により公表する場合は、「福井工業大学審査学位論文」及び「福井工業大学審査学位論文の要旨」と明記しなければならない。

（専攻分野の名称）

第13条 本学において授与する学位の専攻分野の名称は、次の各号のとおりとする。

(1) 学士の学位

学部名	学科名	専攻分野名
工 学 部	電気電子工学科	工 学
	機械工学科	工 学
	建築土木工学科	工 学
	原子力技術応用工学科	工 学
環境情報学部	環境・食品科学科	環境科学
	経営情報学科	経営情報学
	デザイン学科	デザイン学
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	スポーツ健康科学

(2) 修士の学位

研究科名	専攻名	専攻分野名
工学研究科	応用理工学専攻	工 学
	社会システム学専攻	工 学

(3) 博士の学位

研究科名	専攻名	専攻分野名
工学研究科	応用理工学専攻	工 学
	社会システム学専攻	工 学

2 本学は、学位を授与するに当たっては、この名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第14条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「福井工業大学」の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第15条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学士の学位を授与された者については教授会、修士又は博士の学位を授与された者については研究科委員会の議を経て、その学位を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取消することができる。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事長の決裁を経て行う。

附 則


- この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- この規程は、平成2年4月1日から改正施行する（平成2年3月24日改正）。
- この規程は、平成3年9月1日から改正施行する（平成3年7月19日改正）。
- この規程は、平成5年3月1日から改正施行する（平成4年12月17日改正）。
- この規程は、平成14年3月15日から改正施行する（平成14年3月11日改正）。
- この規程は、平成18年4月1日から改正施行する（平成18年3月15日改正）。
- この規程は、平成20年4月1日から改正施行する（平成20年4月1日改正）。
- この規程は、平成22年4月1日から改正施行する（平成22年3月15日改正）。

- 9 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する (平成 23 年 3 月 15 日改正)。
- 10 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する (平成 25 年 5 月 22 日改正)。
- 11 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する (平成 26 年 3 月 28 日改正)。
- 12 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する (起案番号第 1 2 6 2 号)。
- 13 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する (起案番号第 1 6 9 2 号)。

別記様式1 第2条第1項による学士の学位記

第 号								
学 位 記								
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 之 大 福 印 学 工 井 業 </td> <td style="width: 25%; padding-left: 20px;">氏 名</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">年 月 日 生</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	之 大 福 印 学 工 井 業	氏 名				年 月 日 生		
之 大 福 印 学 工 井 業	氏 名							
	年 月 日 生							
福井工業大学 学部 学科の課程を修め 本学を卒業したので学士 () の学位を授与する								
年 月 日								
福井工業大学学長 印								
学校法人金井学園理事長 印								


別記様式2 第2条第1項による学士の学位記 (英文)

No. _____

Fukui University of Technology
Name (Date of Birth:)
is hereby granted the degree of Bachelor of _____ in recognition of having fulfilled the requirements of the Department of _____ _____ in the Faculty of _____, Fukui University of Technology.
Date Diploma No.
..... Name President Fukui University of Technology
..... Name Chairman of the Board of Trustees Kanai Educational Institution

別記様式3 第2条第2項による修士の学位記

工修第	号
学 位 記	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 之 大 福 印 学 業 </div>	氏 名 年 月 日 生
本学大学院工学研究科 専攻 (コース) の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の 審査及び最終試験に合格したので修士 (工学) の学位を 授与する	
年 月 日	
福井工業大学学長	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 印
学校法人金井学園理事長	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 印


別記様式4 第2条第2項による修士の学位記 (英文)

No. _____

Fukui University of Technology
Name (Date of Birth:)
is hereby granted the degree of Master of Engineering in recognition of having completed the course of study and fulfilled the requirements by submission of a thesis and completion of the final examinations prescribed by the Department of _____ () in the Graduate School of Engineering, Fukui University of Technology.
Date Master Degree Diploma No.
..... Name President Fukui University of Technology
..... Name Chairman of the Board of Trustees Kanai Educational Institution

別記様式5 第2条第3項による博士の学位記

工博甲第	号
学 位 記	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 之 大 福 印 学 業 井 工 </div>	氏 名
	年 月 日 生
本学大学院工学研究科 専攻 (コース) の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の 審査及び最終試験に合格したので博士 (工学) の学位を 授与する (論文題目)	
	年 月 日
福井工業大学学長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</div>
学校法人金井学園理事長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</div>

別記様式6 第2条第3項による博士の学位記 (英文)

No. _____

Fukui University of Technology
Name
(Date of Birth:)
is hereby granted the degree of Doctor of Engineering in recognition of having completed the course of study and fulfilled the requirements by submission of a thesis and completion of the final examinations prescribed by the Department of _____ () in the Graduate School of Engineering, Fukui University of Technology. (Thesis Title :)
Date
Doctor Degree Diploma No.
..... Name President Fukui University of Technology
..... Name Chairman of the Board of Trustees Kanai Educational Institution

